**転学相談「確認票」**

転学相談の申込みにあたり、下記についてご確認願います。

記

**【確認事項】（ご了解いただける場合「了解」欄に○をご記入ください）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確認事項 | 了解 |
| ① | 転学日は年度初め（４月１日）となります。年度途中の転学は原則としてできません。 |  |
| ② | 担当相談員が、お子さんの在籍校に伺います。  （お子さんの行動観察と、担任の先生から日頃の様子を伺います） |  |
| ③ | 保護者の了解をいただき、教育センターから、お子さんの関係機関（医療機関・相談機関等）に、転学相談のための情報提供等をお願いする場合があります。 |  |
| ④ | 保護者の特別支援学級見学会の参加または個別の見学後に、お子さんに特別支援学級の見学をしていただきます。 |  |
| ⑤ | 転学相談の中で、教育委員会からお知らせ等を郵送する場合は、お子さんの住民票上の世帯主様宛にお送りしています。  郵送先にご希望がある場合は、担当相談員へお知らせください。 |  |
| ⑥ | 保護者の了解をいただき、就学支援委員会の審議結果や転学予定先等について、在籍校に情報提供をする場合があります。 |  |
| ⑦ | 就学支援委員会の審議結果と異なる学級に転学する場合、もしくは就学支援委員会で審議を行ったが転学しない場合、就学支援委員会から１年間、転学相談を継続する場合があります。 |  |
| ⑧ | 転学相談の中で転学についてのご希望がなくなった場合、転学相談の取り下げ(相談の終了)となります。  ただし、相談の取り下げについては、在籍校と十分にご相談ください。  相談の取り下げが決定しましたら、取り下げ届のご提出をお願いします。 |  |
| ⑨ | 就学支援委員会の審議後、転学先が決定したお子さんについては、相談の中で提出いただいた資料等を「転学支援ファイル」としてまとめ、転学先に情報提供します。  「転学支援ファイル」の内容は、保護者様にご確認いただいた後に転学先へ提供します。 |  |

**提出書類及び転学相談の中で収集した個人情報は、お子さんの転学や転学後の教育内容・方法の充実を図るために利用します。その他の目的には使用しません。転学先へ提供した「転学支援ファイル」は、当市個人情報保護条例の規定に基づき処理いたします。**

　　令和　　　年　　　月　　　日

保護者様氏名

お子さんの氏名